

令和6年第8回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年8月5日（月）
午前9時30分開会 午前10時30分閉会
2. 場 所 山崎本社 みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）
3階講座室
3. 出席委員（農業委員 12名）

1番 河井 孝之	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
5番 松井 祥壮	6番 梶原 安行	7番 山田 政則
9番 古川 憲吾	10番 吉田 雅子	11番 中谷 純子
12番 中田 安義	13番 岡 真由美	14番 岩本 博志

（推進委員 12名）

推進委員 中山 憲治	推進委員 中田 進	推進委員 掘田 良昭
推進委員 三田 邦男	推進委員 小西 礼子	推進委員 松井 辰夫
推進委員 田丸 和也	推進委員 岡村 昭男	推進委員 安井 多佳子
推進委員 登 宏太郎		
4. 欠席委員（2名）

4番 是佐 恵美子	8番 岩木 國明	推進委員 清水 透
推進委員 倉本 良夫		
5. 議事録署名委員

12番 中田 安義	1番 河井 孝之
-----------	----------
6. 会議に出席した委員以外の者
7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次 長	竹上 教東
主任主事	武田 枝梨加
（佐伯支所）次 長	藤本 秀樹
（吉和支所）主 事	眞鍋 秀
（宮島支所）主任主事	佐々木 駿
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
 - (1) 議案 34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)
 - (2) 議案第 35号 農地農地所有適格法人の承認について
 - (3) 議案第 36号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第 37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (5) 議案第 38号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 9 時 3 0 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いいたします。
岩本会長	ただいまから、令和 6 年第 8 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。
議長	<p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の指名を行います。廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、12 番、中田委員さん、1 番、河井委員さんのご両名にお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入ります。</p> <p>まず初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第 34 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号 40 番については、議席番号 6 番の梶原委員及び、議席番号 8 番の岩木委員が関係する案件のため、先に番号 40 番のみ審議をいたします。それでは梶原委員さん、ご退席をお願いいたします。</p>
	＝ 梶原委員退席 ＝
議長	それでは 40 番の説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第 34 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、番号 40 番について座って説明させていただきます。</p> <p>議案書は 3 ページになります。</p> <p>番号 40 番、農地の所在は、玖島字大名、登記地目は田で、面積は、6 筆の 5, 819 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和 16 年 3 月 31 日までの、賃貸借の新規設定を行うものです。本件は、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で、議案第 34 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号 40 番についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>40 番について、堀田委員さん、お願いいたします。</p>

堀田推進委員

推進委員の堀田です。40番について説明します。7月24日に清水推進委員、事務局1名と現地確認を実施しました。現地は旧玖島小学校から約1キロメートル湯来町側に位置しております。本件については〇〇さんと〇〇への利用権の設定であり、現在も耕作されており問題はないと考えております。審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。
この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。
ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りします。
議案第34号のうち番号40番について、承認することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第34号のうち番号40番について承認することに決定をいたします。
それでは梶原委員さんお席にお戻りください。

＝梶原委員着席＝

議長

それでは、議案第34号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のうち番号41番、42番について議案とします。説明をお願いいたします。

事務局

議案第34号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号41番、42番について、説明させていただきます。

議案書は3ページ、4ページになります。

番号41番、農地の所在は、友田字氏森、登記地目は畑で、面積は、3筆の130平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和9年12月31日までの、賃貸借の新規設定を行うものです。

次に、番号42番、農地の所在は、原字上河末、登記地目は田で、面積は、1筆の1,391平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和11年7月31日までの、使用貸借の新規設定を行うものです。いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

	<p>と考えます。</p> <p>以上で、議案第34号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借についてのうち、番号41番、42番の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、41番について小西委員さんお願いいたします。</p>
小西推進委員	<p>推進委員の小西です。41番の農用地利用権について説明いたします。7月11日に河井委員、三田委員、事務局、小西4名で現地確認をいたしました。場所は友田市民センターの裏側付近になります。利用権を借り受ける〇〇さんは、この農地を利用して週末に新たに農業を始める予定です。現地確認の結果、既に夏野菜が植えられており農地の管理状況も良好でした。周辺関係にも特に問題は見受けられませんでした。〇〇さんが農業を開始するための準備は整っており、この利用権設定に関する申請に対してご審議をいただき、承認をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>42番について、岡村委員さんお願いいたします。</p>
岡村推進委員	<p>原地区推進委員の岡村です。42番についてご説明させていただきます。7月22日に中谷委員、それから事務局員、私とで4名で現地確認を行いました。場所は、原小学校があるのですがそこから北へ約3キロ行った付近になります。〇〇さんは高齢で家の裏にある畑ですが、イノシシが入らないように柵などで対策をされておられ、すぐにでも畑できると思います。〇〇さんも今から耕作されるということで、トラクターも用意されており、何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この2件について、ご質問、ご意見等があればよろしくお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第34号のうち番号41番、42番について、承認することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>

議長	<p>異議なしと認め、議案第34号のうち番号41番、42番について承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第35号、農地所有適格法人の承認について議題とします。</p> <p>説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第35号、農地所有適格法人の承認についてご説明申し上げます。大変申し訳ないんですけども、議案35号は差し替えをさせていただいております。本日お手元にお配りした差し替えの資料議案書ともう1枚同じく差し替えをさせていただいた、議案第35号の資料1を見ながら少し説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>今回、〇〇から農地を取得し、肉用牛の販売加工などを行っていくために、農地所有適格法人としての承認申請が提出されたものです。法人が農地を所有する場合、農地所有適格法人として承認されなければなりません。その承認については、農業委員会で行うこととなります。農業委員会で農地所有適格法人を承認するに当たり、必要な4つの要件があります。まずは、その4つの要件についてご説明申し上げます。議案第35号資料①の裏面、カラー刷りの面ですね。その下側の青帯の農地所有適格法人の要件と書かれたものを説明させていただきます。</p> <p>まず1番の法人形態要件です。これは、会社法に基づく株式会社、農事組合法人、合名、合資、合同会社のいずれかでなければなりません。</p> <p>2、事業要件ですが主たる事業が農業及びその農業に関連する事業で、農業関連の売上げがその法人の全体売上げの過半であることが必要です。</p> <p>3、法人の議決権要件です。法人の総議決権のうち議決権のある農業関係者の構成員の人数が過半であることで、その農業関係者とは、1つ目、法人の行う農業に常時従事する者、2つ目、農地の権利提供者、3つ目、農地中間管理機構等を通じて法人に農地を貸し付けている個人、4つ目、基幹的な農作業を委託している個人、5つ目、地方公共団体、農地中間管理機構等である必要があります。</p> <p>4つ目の役員要件ですが、役員の過半は、農業に常時従事し、年間150日以上である構成員であること。かつ、役員又は重要な使用人のうち1人以上が法人の農作業に年間60日以上従事することとなっております。</p> <p>以上のことを踏まえ、議案書6ページ差し替え資料の表、それから先ほどの資料1の表ですね、そちらも見ながら説明をさせていただきます。</p> <p>まず1番の法人形態でございます。申請者は、株式会社となっておりますので要件を満たしております。</p> <p>2番目の事業要件ですが、この法人より提出されました、定</p>

	<p>款及び損益計算書を確認したところ、主たる事業が農業というか畜産業に関連すること及び、令和2年度から5年度までの売上げについても全額農業関連によるものと確認できました。議案書のほうも令和5年度決算のうち、農業以外の事業の売上高というふうに記載しておりますが、こちらにより要件を満たしております。</p> <p>3番の法人の議決権要件の構成員ですが、今回この法人より提出された株主名簿等により、株主全員がこの法人の行う農業に常時従事する農業従事者であるため、要件を満たしております。</p> <p>続いて4つ目の役員要件ですが、こちらについても提出された資料により、この法人が役員全員が農業に常時従事する年間150日以上である構成員であり、かつ60日以上農作業に従事する重要な使用人1名以上を雇用しており、役員要件を満たしています。</p> <p>以上のことから申請者は4要件を全てを満たしているものと考えます。</p> <p>今回農地所有適格法人として承認いただいた後には、毎年農地所有適格法人として報告書を提出していただき、適正に農業経営が行われているか農業委員会としても確認をしていくこととなります。</p> <p>なお、この法人につきましては、近隣に肉牛用の牧場を有しており、一定の農業経営の実績があると認められます。</p> <p>以上で議案第35号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
2番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい。</p>
2番委員	<p>この承認についての①の法人形態で株式会社の下に未公開という括弧で文章があるのですが、この未公開というのは要は株券の譲渡制限、要するに譲渡するには会社取締役の承認がないと株券の譲渡ができませんよという宣言であって、未公開という解釈でありますよということを表します。以上です。</p>
議長	<p>他にございませんか。ございませんか。</p>
	<p>《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようなのでお諮りします。 議案第35号について、承認することに異議はございません</p>

	<p>か。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第35号について、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号210番については、議席番号2番の木浦委員さんが関係する案件のため、番号210番を先に審議をいたします。木浦委員さん、ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員退席＝</p>
議長	<p>それでは説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号210番について説明させていただきます。</p> <p>議案書は10ページになります。番号210番、農地の所在は、峠字寺上、登記地目は畑で、1筆の313平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は両親の自宅に近く便利であるためで、無償の所有権移転です。本件は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号210番について説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>210番について、三田委員さんをお願いいたします。</p>
三田推進委員	<p>はい、推進委員の三田です。210番について説明をいたします。場所は、峠字寺上ということで佐伯工業団地があるのですが、その入口付近の部分であります。7月17日に事務局と河井委員と小西さんと私の4名で現地の確認を行っております。譲渡しの〇〇さんは、高齢ということで管理が難しいということです。五月が丘に住んでおられる〇〇さんに譲り渡すものであります。幸いにして、〇〇さんの両親が譲り受ける農地の近くに住んでおられまして、行くことも結構あるみたいで問題はないと思われまして、譲り受ける農地なのですが、桜や梅や柿、あじさいなどがいろいろ植えてありまして、今後の管理も特に問題はないと思われまして、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。</p>

議長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第36号のうち番号210番について、許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第36号のうち番号210番について許可することに決定します。</p> <p>それでは木浦委員さん、お席にお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員着席＝</p>
議長	<p>それでは、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号205番、206番、208番、209番を議案とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号205番、206番、208番、209番について説明させていただきます。</p> <p>議案書は7ページから10ページになります。</p> <p>番号205番、農地の所在は、津田字大別府、登記地目は畑で、面積は、1筆の386平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるため、有償の所有権移転です。</p> <p>次に、番号206番、農地の所在は、原字長谷、登記地目は田で、面積は、1筆の214平方メートルの申請で、権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難、譲受人は自宅に近く便利であるため、有償の所有権移転です。</p> <p>番号208番と209番は関連案件のため、一括で説明いたします。番号208番及び209番、農地の所在は、玖島字大峯山之内岩倉山、三組山、中平谷及び、内野、登記地目は牧場、田及び雑種地で、面積は、それぞれ17筆の96,299平方メートル及び9筆の6,022平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人はいずれも高齢により耕作困難、譲受人は経営規模拡大のため、有償の所有権移転です。いずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せ</p>

	<p>ず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号205番、206番、208番、209番について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>205番について、松井委員さん申し上げます。</p>
松井推進委員	<p>推進委員の松井でございます。議案第36号番号205番について、着座にて説明を行います。現地確認ですが、令和6年7月16日に市職員及び、農業委員それと私推進委員の3名で現地を確認しております。申請場所でございますけど、佐伯支所から東方約1キロメートルの県道30号線の南側に旧津和野街道に近いところで付近には〇〇があります。申請内容ですけど、農地法第3条の規定による許可申請でございます。</p> <p>現状は譲渡人が農業をしておられまして、現にトマトとかキュウリ等々を植えておられるところをそのまま譲受人が引き続いて耕作をするということでございます。現状が特に変わるものでもなく、周辺農地への影響は全く考えられません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>206番について、岡村委員さんお願ひいたします。</p>
岡村推進委員	<p>はい、原地区推進委員の岡村です。206番について説明いたします。7月22日現地確認を中谷委員、私、それから事務局2名で確認を行ってきました。場所は、原地区にあります〇〇があるのですけれども、そこから南へ約500メートルぐらいのところの場所になります。〇〇さんはもう東京におられて全然耕作できていないということなのですけれども、この譲受人の〇〇さんの家の前がもうこの土地でありまして、現地確認に行った時にはもう夏野菜を植えられておられました。引き続き野菜等を作っていかれるということなので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは208番、209番について、梶原委員さんお願ひします。</p>
6番委員	<p>7月19日に清水委員と事務局2名とで現地確認を行いました。場所は、県道42号線大竹湯来線の中平谷から佐伯区の白砂に抜ける道を1キロばかり入ったところでございます。当日は、〇〇さんの案内で場内を周りながら、広大な土地である上、また北海道のようななだらかな地形ではなく、山間地を切り開</p>

	<p>いた牧場であるため小高い場所から見渡しながらの説明でしたが、まだ雑木林が周りにはたくさん残っています。また、最初に開墾された牧草地が荒廃し、減薬をしているところもあるそうです。広い牧草地にはもうすぐ刈り取られる牧草が育ってありました。ここは周りが全て山林に覆われておりまして、別段経営を続けられても問題はないと思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 この4件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。 議案第36号のうち番号205番、206番、208番、209番について、許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第36号のうち番号205番、206番、208番、209番について許可することに決定します。 続きまして、議案第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は、11ページになります。番号207番、農地の所在は、津田字小更、登記地目は雑種地で、面積は、1筆の482平方メートルの申請です。転用理由は、住宅の敷地として利用するための申請です。本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 207番について、松井委員さんお願いします。</p>
<p>松井推進委員</p>	<p>はい、推進委員の松井でございます。議案第37号、番号207について着座にて説明いたします。現地確認ですが、令和</p>

	<p>6年7月16日に市職員の方と農業委員、それと推進員の私3名で確認をしております。申請場所ですが、先ほどとほぼ同じで支所から約1キロメートルの県道30号線沿いで、付近には佐伯中学校や総合スポーツ公園がある農地でございます。先ほどの申請場所1筆は、現況の畑を事務局が先ほど言われましたように住宅用地として使用するという、農地法第4条第1項の規定による許可申請でございます。現地確認時には、野菜等が植えてありましたが、住宅を建設されるように聞いております。影響ですが、宅地利用されるも申請地の周辺に水路がありまして、雨水等の問題や下水については、公共下水が県道に整備されております。これを利用することにより周辺農地への影響は全く考えられません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 この件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。 議案第37号について、許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第37号について許可することに決定いたします。 続きまして、議案第38号、農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について議題とします。 説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第38号、農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について説明をさせていただきます。 議案書自体は12ページになりますが、事前にお配りしております、議案第38号資料①に基づき説明をさせていただきます。 農地法関係事務処理ガイドライン等の改正概要についてこのをつけておりますが、まず改正内容について全部で7点あります。これについて説明をいたします。 1つ目、各申請書及び届出書に添付する登記事項証明書が、登記情報提供サービスによる照会番号の記載がある登記情報を印刷した書面に代えることができるため、本文及び関係する様式等を改めるものです。 2番目として、3条許可判断の際、現地調査に加え、人工衛</p>

	<p>星又は無人航空機等により得られた動画・画像等を活用した調査が可能となったことから本文を改めたものです。</p> <p>3番目、栽培高度化施設の利用状況調査手法についての規定が一部削除されたことにより、本文及び参考資料を改めたものです。</p> <p>4番目、盛土規制対象外となる判断基準等が定められたことから、本文及び参考資料を改めたものです。</p> <p>5番目、農地法施行規則の一部改正等により、本文審査基準及び関係する様式等を改めたものです。</p> <p>6番目、家畜所有者から埋却予定地として農地を使用する場合の取扱を参考資料に追加したものです。</p> <p>7番目、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく土地利用転換手続の迅速化等について」を参考資料に追加したものです。</p> <p>なお、この7点農地法関係事務処理ガイドラインについては、県のガイドラインの改正に当たり、県の審査基準に準じて本市の新たな審査基準として適用をするということで、今回審議していただき、決定いただければ令和6年8月5日の告示、施工となって新たな審査基準となります。</p> <p>以上で議案第38号、農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それではこの件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p>《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第38号について、原案のとおりとすることに異議はございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第38号について原案のとおりにすることに決定をいたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告します。</p> <p>説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は、13ページになります。</p>

	<p>今回の報告は、令和6年6月11日から7月10日までの間に受理した2件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p> <p>番号193番、194番については、申請人が農地転用の手続を行わず、利用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>この件について、質疑等があればお願いいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告します。</p> <p>説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告させていただきます。</p> <p>議案書は14ページ。15ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和6年6月11日から7月10日までの間に受理した5件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p> <p>番号175番、180番については、前所有者が農地転用の手続を行わず、利用していたため、顛末書が提出されています。</p> <p>番号196番については、所有者が農地転用の手続を行わず、利用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。</p>
議長	<p>この件について質疑等があればお願いいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号を終わります。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。</p>

委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

次回の第9回農業委員会総会は、9月6日金曜日、午前9時30分から廿日市市役所7階会議室で行います。本日は大変ありがとうございました。

(閉会 午前10時30分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（12番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（1番委員） _____